

ホッブズにおける社会の形成過程

吉 田 達 志

人 文 社 会 教 室

(1979年9月8日受理)

Thomas Hobbes: His Method of Making up a Civil Government

Tatsushi YOSHIDA

Department of Humanities

(Received September 8, 1979)

Hobbes says in his work *De Cive* that he took his beginning from the very matter of civil government, and thence proceeded to its generation, and form, and the first beginning of justice; for everything is best understood by its constitutive causes. For as in a watch, or some such small engine, the matter, figure, and motion of the wheels cannot well be known, except it be taken in sunder, and viewed in parts; so to make a more curious search into the rights of states, and duties of subjects, it is necessary, they be so considered, as if they were dissolved, that is, that we rightly understand what the quality of human nature is, in what matters it is, in what not, fit to make up a civil government, and how men must be agreed amongst themselves, that intend to grow up into a well-grounded state. The aim of this paper is to consider his method delivered in a plain and evident style.

1. 序

『リヴァイアサン』に先立って書かれ、通常、*De Cive* の名で呼ばれるホッブズの著作『市民論』(正式には、「統治と社会に関する哲学的基礎原理」という表題が与えられている)は、デヴォンシャー伯爵への献呈辞において、著者みずから「真理を求めたこの精密な吟味に時間と労力とを傾注した」¹⁾と告白しているように、満を持して公表された苦心の作であり、従って、理解する上で「最大限の注意を要する」²⁾のである。ホッブズは、扱われている事柄の品位ないしは利益、事柄を扱う上での正しい方法、事柄を企てた目的についての正直な動機と適切な忠告、最後に著者の中庸を尊重するよう、暗に読者に呼びかけている。

『市民論』執筆の動機について見てみよう。

彼は哲学を研究し、あらゆる種類のものにおける哲学の原理を三つの部門に整理した。第一の部門は、「物体」(body)と、その一般的性質を取扱う。第二の部門は、「人間」(man)と、その特別の能力と感情を取扱う。第三

の部門は、「政治的支配」(civil government)と、臣民の義務を取扱う。従って、第一の部門には、「第一哲学」(the first philosophy)と物理学が含まれ、そこでは時間、場所、原因、力、関係、比例、量、形体及び運動の原因が考察される。第二の部門では、想像、記憶、知力、推論、欲望、意志、「善」と「悪」、「正直」と「不正直」といったものが考察される。第三の部門においては、人間本性の特質は何か、どのような素材から政治的支配を作り上げるのが適当であるか、いかにして人々は互いに、基礎のしっかりした国家の構成を意図するようになるか、ということが考察される。³⁾

ところが、ホッブズのこの計画は、中断せざるをえなくなった。それは、内戦の危機がせまりつつあり、内戦を惹き起こす原因を探求し、それと対決せざるをえない状況が、緊急に生じたからであった。「内戦が猛威をふるう数年前に、私の国は支配の権利と臣民が支払うべき服従に関する疑問——これが、せまりくる戦争の真の先行者であった——で熱く煮えたぎっていたが、それが他のすべての問題を引き延ばして、第三の部門を先に完成させた原因であった。それで、一番最後の順序にあった

ものが、時間的に第一番目にでき上ったのである。』⁴⁾しかも、この第三の部門はそれ自身独立して、必ずしも前の二つの部門を必要とはしない。なぜならば、第三の部門は、「経験によって十分知りうる、それ自身の諸原理に基礎を置いていることが分った」⁵⁾からである。

ところで、第三の部門を他の部門に先んじて、最初に完成させた動機は、「賞讃を得たいという欲求」からではない。というのは、「賞讃を好まない人は、ものごとを騒々しくはしないものだ」⁶⁾からである。それに、「軽薄な人々に受け入れられるという幸運を得たものほど卑しい思慮はない」⁷⁾からでもある。

「読者よ、それは、あなた方のためなのです。私は次のように自分自身を説き伏せたのです。私がここにあなた方に贈呈するこの教義を、あなた方が正しく認識し、徹底的に理解するならば、自分の意見に固執して公共の静穏を乱したりするよりも、統治の下における若干の不便に辛抱強く堪える方を選ぶであろう（というのは、人間にまつわる事柄には、若干の不便はつきものなのだから）。つまり、あなた方が従っているものごとについての正しさを、私人の説得や忠告によってではなく、国家の法によって考量するならば、野心的な人々が、あなた方の血の流れを渡って、みずからの権力を把握しようとするということに悩まされることは、もはやなくなるだろうし、戦争を行うことによって次の時代の他の人々のために改革を実現しようとする間に自分自身は殺されるか或いは老いてしまうかのどちらかよりも、最善ではないかもしれないが、現在の状態を楽しむ方がよいと、あなた方は見なすであろうということである。』⁸⁾

このように、第三の部門を先ず完成させ、それをいわば警世の書として世に問うた動機について語った後、ホッブズは更に、自分自身の判断に依拠し、みずからの法の下に生きて公共の秩序を乱そうとする人々を、社会の敵と見なし、断固たる態度を示すよう、読者の注意を促している。

「自分達が、政治的支配者 (civil magistrate) に服従しているということを認識しようとはしない人々や、あらゆる公共の義務を免れ、自分の法の下に生きて、他人の暴力や侵害から身を守ろうとする人々に対しては、あなた方は彼らを仲間の臣民ではなく、敵やスパイであると見なす方がよいし、公然とであろうと秘密裡であろうと、彼らが神の言葉であると見せかけるすべての事柄を、軽率にも神の言葉であると認めない方がよいのである。もっとはっきり言うと、こういうことである。つまり、もしも説教師、聡罪師、決疑論者といった人々が、最高の支配者の命令がなくて私人を殺したとしても、それは合法であるとか、或いは臣民は至高の権力に対して抵抗し、陰謀を企て、盟約を結んでもよいといった教義は、

神の言葉と両立すると言ったとしても、あなた方は決して彼らの言うことを信じてはならず、ただちに彼らの名前を明らかにしなければならぬ。この道理を承認する人はまた、この書物を著わした私の意図を気に入ってくださるであろう。』⁹⁾

この『市民論』という作品の主題は、社会の根本規範たる正義の起源がどこにあり、それはどのようにして樹立されるのかという点にある。そして、それを支える柱としては、契約論と道徳哲学に集約されるように思われる。この小論の目的は、契約論と道徳哲学とが、どのようにして導き出されてきたかということを明らかにすると共に、これら二つのものが、いかなる人間の特質を考慮し、どのような人間の能力に依拠しようとしているかを解明することによって、ホッブズが描き出そうとした人間の姿を浮き彫りにすることにある。

2. 道徳哲学の成立

正義に関するホッブズの理論が、どのようにして成り立ち、何を基礎に置いているのかという疑問を發する時、結局、我々は「契約の絶対的必要性と、道徳的並びに政治的思慮についての基礎原理」¹⁰⁾に到達する。換言すると、契約論と、道徳哲学ないしは政治についての学問が、正義についてのホッブズの理論を成立させているのである。

先ず、道徳哲学ないしは政治についての学問が、どのようにして導き出されてきたか、という点について見てみよう。

ホッブズの理論の特徴は、因果関係、つまり、原因と結果の連鎖を探るといふ点にある。平和という目的のためには、いかなる手段が必要であるか。それが明らかになるためには、平和を阻害する原因が知られなければならない。いかなる原因が、平和の攪乱という結果をもたらすのか。そして、むしろ結果から原因の発見という道筋を辿ることによって、ホッブズが、どのようにして彼の道徳哲学ないしは政治についての学問の着想を得たかということ、更に彼の思考方法の特徴が浮かび上がってくるのである。

ホッブズは、平和を妨げる根本的原因を正義をめぐる争いに見出した。彼は、戦争のための口実を設けるのに加担している哲学者の党派の存在を挙げている。つまり正に同じ行為が、ある者によってけなされ、他の者によって賞揚される。正に同一人物が、場合に応じて別々の意見を抱き、自分自身の行為を、他人の中に評価するとは全く違ったように、自分自身の中においては評価する。従って、正義をめぐる論争こそ、平和の確立を図るという問題の出発点でなければならないということになる。このような混乱の原因は、ホッブズによれば、これ

まで道徳哲学者によって書かれてきたものが、真実の知識において進歩しなかったという点にあり、彼らの言葉の魔力が成功を取めて、軽率にも人々に受け入れられてきたということを示している。即ち、道徳哲学に関する著作家の間に、適切な原理に基づいた論理を使用している者は、一人もいないのである。勝手気ままに学問 (science) を取扱うことは許されてはならない。けれども、その端緒は暗闇に閉ざされてはいるものの、理性 (reason) という手がかりが存在していて、理性を行使することによって我々は明かるい光の中に導き入れられるのである。ここに、学問における進歩が約束される。けだし、学問が人々の賛成と是認を得るには、「著者の信用や作品の新しさや文体の装飾ではなく理性の重さのみ」¹¹⁾が必要だからである。

ところで、人間相互の間に生起する意見の相異は、それぞれ正義の名において正当化されるが、そのような相対立する正義を発生させる原因をホッブズは、「すべてのものを自分自身のものとする確固たる意志」¹²⁾に見出した。つまり、すべての人々は、どのようなものであっても、それを「他人のもの」ではなく、「自分のもの」と呼ぶのである。この一切のものを私有化しようとする意志の原因は、どこにあるのか。言い換えると、「すべてのものが、平等に各人に共有されている時、どのような目的に対して、或いは、どのような衝動に基づいて、各人は自分自身の囲い込みをするのが適当であると考えようになるのか」¹³⁾ということである。そして、つまるところ、その原因は、あらゆるものが共有されているが故に不足が生ずるという点にある。この不足の結果、争いが惹起され、更にこの争いから、あらゆる種類の不幸が不可避的に続くことになる。

こうして、結果から原因へと流れを遡ることによって、ホッブズは、平和を樹立し、正義を行わしめる上で考慮し、依拠すべき二つの源泉に辿り着いた。一つは、人間の「強欲な」部分から生ずるものであって、人間は、自分以外の他の人々が共同の利害を有しているものごとの使用を、私用に供しようとするものであるということである。もう一つは、「理性的」部分から生ずるものであって、理性は、最大の災害 (つまり、暴力による死) を消滅させる道を教えてくれるということである。¹⁴⁾そして、争いの原因についての旅から発見した、この二つの確定要素から、契約の必要性和道徳哲学ないしは政治についての学問の成立とが導き出されたのである。

さて、ホッブズは、ギリシア人やローマ人の立場と自分のそれとを対比させて、次のように述べている。

彼ら古代人は、「理性」よりも「偉大さ」、それに成功せる強奪を賞讃したが、正しく観知と呼ばれるものは、「あらゆるものごとにおける真実の完全な知識」以外の

何物でもなく、「ものごと」の登録や記録、それに確固とした名称の付与によって得られるが、それは、ほどよくバランスのとれた理性の仕事によって、はじめて成し遂げられる。ここに「哲学」(philosophy)が成立するのであり、それによって我々に道が開かれ、我々は個々のものごとの熟考から普遍的行為の推論ないしは結論へと旅行くことが可能となる。この哲学の木は枝分かれして、それぞれの名称が与えられる。図形を扱うものは「幾何学」(geometry)と呼ばれ、運動を扱うものは「物理学」(physic)と呼ばれ、自然権を扱うものは「道徳哲学」(morals)と呼ばれる。¹⁵⁾つまり、道徳哲学は、従ってまた政治についての学問は、自然権を、従って正義を扱う学問であるが、哲学全体の中では一部分を占めるにすぎない。それ故、道徳哲学ないしは政治についての学問が人間を扱う場合、それはホッブズの全面的人間論を意味しているわけではなく、道徳哲学ないしは政治についての学問が扱う範囲内での人間を問題にしているということになる。換言すると、道徳哲学ないしは政治についての学問は、それが成立するためには、いかなる人間の側面に注目し考慮すべきか、即ち、いかなる人間の能力や欲求を確定要素として計算したらよいか、ということに他ならない。

ここで、道徳哲学ないしは政治についての学問を成り立たせるという役割を与えられている理性——ホッブズは、これを「正しい理性」(right reason)とも呼んでいる——の定義を示そう。

「自然状態における人間の正しい理性ということ、私は多くの人々と違って、絶対確実な能力のことではなく、推理という行為のことであると理解している。それは、自分の隣人に対して損害か、利益か、いずれかの影響を及ぼす行為についての、各人の有する特別の真の理性的推論 (ratiocination) のことである。私は、それを特別のと呼んだが、その理由は次の通りである。つまり、政治的支配 (civil government) においては、至高者の理性、従って市民法が、個々の臣民によって正しいものと受け取られるべきであるけれども、この政治的支配が存在しないならば、そのような状態においては、誰も正しい理性を誤まった理性から区別することができないが故に、正しい理性を自分自身の理性と比較することによって、各人の理性が自分自身の行為 (それは、自分の危険を賭してなされるが) の規則であるばかりでなく、自分に関係のある事柄においては、他人の理性の尺度ともなると見なすからである。更に、正しく構成された原理から結論づけられているから、私はそれを真のと呼ぶ。その理由は、自然法に対する侵害は、誤まった推論か、或いはむしろ、自分自身の保存のために他人に対して、どうしても遂行しなければならぬ義務を理解しようと

はしない人々の愚かさによって生ずるからである。」¹⁶⁾

ところで、ホップズは、政治についての学問の伝統を振り返り、批判を行っている。以下、この点について見てみよう。

ソクラテスは、政治についての学問 (civil science) を愛した最初の人であったと言われている。彼は政治についての学問の上に極めて大きな価値を置き哲学の他のすべての分野を全く放棄し、軽蔑して、政治についての学問を自己の精神の労働に備する唯一のものだと判断して、それに没頭した。

ソクラテスの後、プラトン、アリストテレス、キケロ、それに他の哲学者達が続いた。そして、今やとうとう、哲学者達のみならず一般大衆さえ含めて、あらゆる国のあらゆる人々が、政治についての学問を常識に陳列され、売りに出されていて、別段大した注意を払ったり、研究を行ったりしなくても手に入れることのできる安売品だと考えて扱っている。そして、何が政治についての学問の威厳を促進するのか、それをみずから所有していると考えている人々、或いは、それを所有する資格があると考えている人々は、不思議にも、その「考え」を一人で喜んでいるだけなのである。政治についての知識を有しているかどうかということを決めるのは、自分次第であると大胆にも彼らは考えている。大部分の人々は、にせものの中に喜びを見出し、最も優れた知性を持った哲学者でさえも、いかものに精通しているにすぎないのである。¹⁷⁾

次いで、ホップズは、「偽りの饒舌から人類が陥った誤謬」の例について指摘すると共に、支配と服従の問題をめぐる古代とホップズの時代との考え方の相異を、対照させて論じている。

どれだけ多くの王やよき人々が、暴君を死に処すのは合法であるというこの誤りのために虐殺されたことであろう。ある大義のためには、君主を廃することができるというこの間違った見解が、どれだけ多くの人々の喉をかき切ったことであろう。そして、王は多数者に対する優越者ではなくて、行政官であるという、この誤まった教義が流血の惨事を惹き起こさなかったであろうか。最後に、王の命令が正当であるか否かについての知識は、私人が所有するものであるということ教える意見や、それに、彼らが服従することを承知する以前には、王の命令に論駁することができるし、論駁すべきであるということ教える意見が、どれほど多くの反乱の原因になったことであろうか。

古代人は、このことを予想して、正義についての学問を論争にさらすよりは、寓話の中に包み込んでおいた。というのは、そのような問題が提起される以前には、

君主は至上の権力を懇願して保持していたわけではなく、始めから行使していたからである。君主は論議によってではなく、悪人を罰し、善人を保護するということによって、帝国を完全に維持していた。同様に、臣民は、正しいものを私人の言葉や判断によってではなく、その国の法によって計っていた。また、臣民は論議によってではなく、力と権威とによって平和に保たれていた。その上、臣民は、眼に見える神威として、至上の権力に崇敬の念を抱いていたのである。

それ故、臣民は、我々の時代とは異なって、野心と鬼のような心と力とを合わせもって、自分の国を破滅させてしまうというようなことは、ほとんどしなかったものだ。というのは、彼らは、それによって自分達が維持されているものの保存を欲しないというような、奇妙な空想を楽しむことはなかったからである。実際、その時代の質朴さは、「教養ある愚かさ」という能力は、まだ持っていなかったのである。従って、平和で黄金時代であったが、ジュピター以前の主神たるサタンが追放されて、王に武器を取るの合法であると教えられてから幕を閉じてしまったのである。

古代人は、このことに気づいていたばかりでなく、寓話の形で、彼らは極めて適切にも、そのことを我々に教えてくれている。

というのは、彼らの言うところによると、イクサイアンがジュピターに宴会に招かれた時、ジュノーを好きになり、くどき始めた。彼女を抱こうとして彼は、雲を抱きしめてしまった。そこからケンタウルスが生まれた。生まれつき、半人半馬であった。猛々しい、好戦的な、落ち着きのない誕生の契機であった。これは名前を変えると、こういうことであろう。つまり、国家の会議に招かれた私人達は、至高者の娘であり妻である正義をして、彼ら自身の判断と理解力に身を売るようにさせたが、正義の代りに、誤まって空虚な影を抱いてしまって、彼らは「半ば正しく、美しい、半ば獣的で、荒々しい」道徳哲学者の両性具有の意見、即ち、あらゆる争いと流血の原因を得てしまったのである。それ故、もしも、それらの雲を追い払い、最も確かな理由によって、それぞれの国における成文化された法に加えて、正と不正、善と悪に関する確かな教義が存在することが証明されるならば、争いと流血の原因となるような意見は、日々、消滅して行くことであろう。¹⁸⁾

さて、正しい定義と正しい推論に依拠する最も精密な学問として、幾何学が存在する。天の観測であろうと、地表の説明であろうと、年代の表記であろうと、遠距離航海であろうと、人間の生活の助けになるものはすべて、更に、現代を古代の粗野な単純さとは異なる様相を呈す

るようにさせているものは皆、幾何学に負うているのである。この幾何学の原理を、政治的領域における人間の行為に適用することによって、平和への道と方策とを、確実に把握することが可能になるであろう。「もしも、人間の行為の性質が、幾何学上の図形における数量 (quantity) の性質ほどはっきりと知られるようになれば、貪欲と野心の強さは、間もなく弱まり、衰えるであろう。」¹⁹⁾

3. 契約論における人間

定義と推論の正確さという、確固不動の原理に依拠する幾何学の手法が、政治的領域に應用されると、道徳哲学ないしは政治についての学問が誕生する。従って、道徳哲学ないしは政治についての学問は、それが成立するためには、出発点、経路、到達点に至る各要素が、正確に確定されなければならない。それは、人間の恣意によって、勝手に動かされてはならない。そして、正義の起源を知るためには、国家の権利と臣民の義務とはどのようなものなのか、ということが明らかにされねばならないが、それには、「あたかも、それらが失われてしまっていると考えて見る必要がある。」²⁰⁾ なぜならば、すべてのものは、それを構成する原因によって、最もよく理解されるからである。

従って、何よりも先ず政治的支配の素材とは何か、ということが明らかにされねばならず、次いで、この素材から政治的支配の誕生と形体、更に正義の最初のはじまりへと進むことが可能となる。それは丁度、「時計とか、或いは、何かそのような小さな機械においては、それがバラバラにされ、分解して調べられないならば、歯車の素材、形体、運動はよく分らない」²¹⁾ のと同じことである。こうして、人間本性の特質は何かということ、どのような素材から政治的支配を作り上げるのが適当であるか、いかにして人々は、相互の間で賛成して、基礎のしっかりした国家の構成を意図するようになるか、ということが正しく理解されるようになるのである。

社会が失われたと仮定した場合の人々の状態は、自然状態と呼ばれ、それは万人の万人に対する戦争に他ならない。この戦争においては、万人はすべてのものに対して同等の権利を有している。つまり、なんらかの強制権力の怖れによって制限されていないならば、ほっておくと、すべての人は互いに相手を信用しないし、恐怖するというのが人間の性向である。そして、自然権によって、自分自身の保存のために、自分の持っている力を利用するのである。だが、自己保存のための自然権は、「不幸ではあるが、悪徳ではない。」²²⁾

このように見てくると、自然状態は、ホッブズの道徳哲学ないしは政治についての学問を成り立たせるための仮説としての性格を付与されていることになるが、仮説なるが故に、正しくそれは、「事実」に合致していることが論証されなければならない。ホッブズは、彼の自然状態論への異議申し立てを予想して、それへの反論を用意している。

「我々は、すべての国が隣国と平和を保ってはいるものの、なお前線を軍隊で、町を壁と港で防衛し、絶えず警戒を怠らないのを目にしている。隣国の力に対する恐怖が存在しないとしたら、これらすべてのものは、何の目的のためなのだろうか。我々は、よく統治されている国においてさえも、次のものを見る。つまり、そこでは犯罪者に備えて定められた法と罰が存在するのに、なお、各人は防衛のために腰に剣をつけて旅するし、同じ臣民に対して、ドアばかりでなく、奉公人を恐れて、トランクや金庫に鍵をかけることなしには眠らないのである。人々が個々の他人に、更にすべての人々に対して不信を抱いているということを示す、これ以上ははっきりした証拠が他にあるだろうか。」²³⁾

このことが「事実」だとすると、人間同様、国でさえも、相互の恐怖と自信のなさを、実際は公言していることになる。また、自分の欲望から他人を否定しなければならなくなるというこの「事実」を、議論の上では承認しないことによって、自分の言うことと実際とが矛盾してくるのである。こう反対する人がいよう。つまり、この事実が認められてしまうと、すべての人々は邪悪であるばかりでなく、生まれつき邪悪でもあるということが導き出され、このことは信仰を持っていない者しか認めることはできないだろうというのである。

しかしながら、人間が互いに相手に対して、恐怖を抱いているからといって、生来、邪悪であるということにはならない。なぜならば、「悪人の数が善人のそれよりも少なかりと、我々は両者を区別することはできないが故に、最も正直で、公正な境遇にある人にも起こりがちなことを疑い、注意し、予期し、克服する必要が生ずる」²⁴⁾ からである。

いわんや、邪悪な者が、生まれつき邪悪であるとはいえない。というのは、人間は生まれつき、感覚的動物であって、自分を最もよく喜ばせてくれるものなら、どんなもので欲しがったり、行為に走ったりする。そして、恐怖に出会うと、そこから逃げ去ろうとするか、或いは、たくましいが故に、近づく危険を追い払おうとするが、この理由の故に、人間は邪悪であると見なされてはならない。魂の低い部分から生起する心の感情は、それ自体邪悪ではないからである。

もしも、あなたが子供達に、彼らが要求するものを全部与えないならば彼らは、だだをこね、泣き叫び、時には両親をぶつたろうが、こういう傾向を生まれつき持っているのである。それでも、彼らは罪に問われないし、我々は、彼らのことを邪悪であるとは言わないのである。第一に、彼らは人を傷つけることはできないし、第二に、理性を自由に用いることができないが故に、彼らは、あらゆる義務を免れているからである。しかし、彼らは大きくなると、人を傷つけうる力を獲得するから、同じことをし続けるならば、その時には正しく、彼らは邪悪になり始めているし、また、邪悪であると見なされるのは正当である。邪悪な人間とは、強く、たくましく育った子供ないしは子供のような性向を持った人のことだから、悪意とは、よき教育や経験によって、よくしつけられるべき年齢にあるのに、理性が欠けているということになる。従って、人間は生まれつき、教育を施されていたり、理性を用いることができるわけではないから、生まれつき邪悪であると言うことはできないが、人間は欲望、恐怖、怒り、その他の情念を、生まれつき持っているということ、どうしても認めなければならない。だが、これらの情念が邪悪な結果を導き出したとしても、それを生まれつきのせいだと考えてはならないのである。²⁵⁾

さて、「すべての人々は、この憎むべき状態（自然状態）を理解するようになるやいなや、自然そのものが強制するとしても、この不幸から解放されたいと欲するようになる。」²⁶⁾しかし、このことは契約によって、すべての人々が、あらゆるものに対して有している権利を放棄することなしにはなしえない。そこで、契約をめぐる若干の問題を検討することにしたい。

なんらかの強制権力によって制限されていなければ、人間は互いに相手を信用しないし、恐怖するものである。けれども、人間が他人を恐怖しているとしたならば、相手の姿を見るのに堪えられないだろうという意見があるが、そういう意見は、怖れるということ (to fear) と、脅されているということ (to be affrighted) とを区別していないのである。

「恐怖」(fear) という言葉の中には、将来の悪についての予見ということが含まれる。また、逃走が恐怖の唯一の特性ではなく、恐れないようにするために、疑ったり、怪んだり、用心したりすることもまた、恐れに付随しているのである。盗賊を恐れるが故に、眠りに就く者は戸を閉め、旅行する者は剣を携帯する。最も強力であり、戦のためにこの上なく上手に仕込まれた軍隊であっても、それでも時には互いに相手の力を恐れて、打ち負かされないために平和交渉を行う。実際、人々が逃走によって、或いは他の方法によって逃れることはできない

と考える場合には、隅に隠れることによって、自己の安全を確保しようとするのは恐怖のせいであるが、外に出ようとする勇気があり、お互いの心を知っているという場合には、たいてい軍隊と防禦兵器によって安全を確保しようとするのである。²⁷⁾つまり、人間は、恐怖の故に、むしろ闘うし、場合によっては交渉を行うが、それも闘いの継続に他ならない。

「この相互間の恐怖の原因は、一部には人間の自然的平等にあり、一部には人間の侵害しようとする相互の意志にある。」²⁸⁾この場合、人間の自然的平等は、恐怖の原因の一部であると同時に、万人の万人に対する戦争という果てしなき闘争を導き出すという性格を与えられている。他方、恐怖は人々に、社会を形成させる契機を与えるとされるから、正に自然的平等が存在するが故に、人々は平和を求めて、社会を形成しようと決心するのである。自然的平等は、このように二重の性格を付与されていることになる。そして、平等の自覚が生ずるためには、人々は最後の最後まで闘い合わなければならない。

しかしながら、歴史の遠い昔から最近に至るまで、人間相互の関係は、何よりも先ず不平等なものであり、強者と弱者の対立、抗争が支配しているものと見なし、両者は、それぞれ自己の利益を正義の名において正当化するものであるという考え方が、一般的である。その最も典型的な例は、プラトンの著作において接することができる。

正義についての注目すべき論争が展開されている『ゴルギアス』において、カリクレスは、いわゆる「力は正義なり」という議論を展開している。

「…自然の本来においては、より醜いのは、すべてまたより害悪となるもののほうがそうなのであるが、つまり、不正を受けることのほうがそうなのだが、しかし、法律習慣の上では、反対に不正を行なうほうがより醜い…。なぜなら、不正を受けるなどという、そういう憂き目は、男子たるものの受けることではさらになくて、むしろ、生きているよりは死んだほうがましな、何か奴隷といったような者の受けるべきことだからだ。つまり不正を受け、辱めを蒙っても、自分で自分自身をも、また、自分が面倒を見てやっている他の人をも助けることのできないような者があるとすれば、誰であろうと、そのような人間の受けるにふさわしいことだからである。

しかしながら、ぼくの思うに、法律の制定者というのは、そういう力の弱い者たち、すなわち、世の大多数を占める人間どもなのである。だから彼らは、自分たちのこと、自分たちの利益のことを念頭において、法律を制定しているのであり、また、それにもとづいて賞讃したり、非難したりしているわけだ。つまり彼らは、人間た

ちの中でもより力の強い人たち、そしてより多く持つ能力のある人たちをおどして、自分たちよりも多く持つことがないようにするために、余計に取るのは醜いことで、不正なことであると言ひ、また不正を行なうとは、そのこと、つまり、他の人よりも多く持とうと努めることだ、と言っているのだ。というのは、思うに、彼らは、自分たちが劣っているものだから、平等に持ちさえすれば、それで満足するだろうからである。

かくて、以上のような理由で、法律習慣の上では、世の大多数の者たちよりも多く持とうと努めるのが、不正なこと、醜いことだと言われているのであり、またそうすることを、人びとは不正行為と呼んでいるのだ。しかし、ぼくの思うに、自然そのものが直接に明らかにしているのは、優秀な者は劣悪な者よりも、また有能な者は無能な者よりも、多く持つのが正しいということである。そして、それがそのとおりであるということは、自然はいたるところでこれを明示しているのだが、つまりそれは、他の動物の場合でもそうだけれども、特にまた人間の場合においても、これを国家と国家の間とか、種族と種族の間とかいう、全体の立場で考えてみるなら、そのとおりなのである。すなわち、正義とは、強者が弱者を支配し、そして弱者よりも多く持つことであるというふうに、すでに結論は出てしまっているのだ。²⁹⁾

けれども、正義が強者か弱者の、いずれにあるにせよ、そして、国家が強者の弱者への、或いは、弱者の強者への、そのいずれのための抑圧手段であるにせよ、そこからは、力において平等な個人が、相互の契約によって社会を構成し、正義とはその契約を順守することであるという契機は、生じえないのである。

ところで、『国家』において、グラウコンは、正義の起源に関して、社会契約説的な説明を行っている。

「人々はこう主張するのです。——自然本来のあり方からいへば、人に不正を加えることは善(利)、自分が不正を受けることは悪(害)であるが、ただどちらかといへば、自分が不正を受けることによってこうむる悪(害)の方が、人に不正を加えることによって得る善(利)よりも大きい。そこで、人間達がお互いに不正を加えたり受けたりし合って、その両方を経験してみると、一方を避け他方を得るだけの力のない連中は、不正を加えることも受けることもないように互いに契約を結んでおくのが、得策であると考えられるようになる。このことからして、人々は法律を制定し、お互いの間の契約を結ぶということをはじめた。そして法の命ずる事柄を合法的であり、正しいことであると呼ぶようになった。

これがすなわち正義なるものの起源であり、その本性である。つまり、正義とは、不正をはたらきながら罰を

受けないという最善のことと、不正な仕打ちを受けながら仕返しをする能力がないという最悪のこととの、中間的な妥協なのである。これら両者の中間にある正しいことが歓迎されるのは、けっして積極的な善としてではなく、不正をはたらくだけの力がないから尊重されるというだけのことである。げんに、それをなしうる能力のある者、真の男ならば、不正を加えることも受けることもしないという契約など、けっして誰とも結ぼうとはしないだろう。そんなことをするのは、気違い沙汰であろうから…」³⁰⁾

互いに相手を凌ぐだけの力を有してはいないと知った人々、その意味で力において平等であるという意識を持った人々が、契約によって社会を構成するというのであり、ここに、いかなる人間が社会を形成するのにふさわしいかということ、換言すると、社会契約を結ぶのに適的な人間とは、どのような種類の性格の人間かということが、暗示されているということができよう。ホッブズの言う自然状態における人間は、契約を結ぶのに適した人間であり、平等なるが故に、共に恐怖から脱出して社会を構成しようと意図するようになるのである。ホッブズの思考においては、平和を求めて社会を形成するのにふさわしい人間像が構想されているわけであり、それは「平和の獲得のためには、人間は平等であると見なされるべきである」というホッブズの言葉の中に、その意図がよく表現されていると思われる。

それ故、不平等の意識を持った者、就中、強者の意識を有する者は、ホッブズによって社会に入るのにふさわしくない性格の人間として、排斥されるのも肯けるのである。また、理性の命令たる自然法が、誇りを禁じ、謙遜をすすめていることの理由も、そこに求めることができる。力において、自分が他人と同等であるという自覚を培うことに、ホッブズの意図が向けられているのである。

4. 結 論

ホッブズによれば、彼は次のような規準に基づいて議論を展開したという。即ち、第一に、個々の行為の正義について何かを明らかにするということはず、それを法の手によって決定させるようにしたこと、第二に、特定の政府の法を論議しないようにしたこと、つまり、ある国の法はどのようなものかということを描指するのではなく、あらゆる国の法とは何であるかということを明らかにすること、第三に、「貴族制」ないしは「民主制」においては、「君主制」におけるほど服従しなくてもよいという意見の持主ではないと思わせる、ということである。³¹⁾ つまり、ホッブズは、およそ国家というもののはど

うあるべきものなのか、その典型、モデルを提示すると共に、民主制においても、服従という問題が厳然として存在するという点に注意を喚起している。ただし、「民主制は、特にすべての人々が不満におちいやすい」政治制度だからである。

ホッブズが、『市民論』において扱ったのは、政治的領域に属する問題であった。相手への侵害は対抗暴力を生むが、侵害は、自発的行為の起源たる人間の意志に、その源泉を有するのである。そして、限定されるべきものは、積極的に定義されなければならない。ホッブズは、哲学の立場から政治的領域を積極的に定義することによって、その範囲を限定しようとしている。政治的領域に触れない、その他の人間の活動は、本来、無限定なるが故に、消極的にしか定義することができない。たとえばホッブズが、自由を「外からの障害が存在しないこと」と定義する時、そこに拘束を受けない、どこまでも広がる自由が前提になっていることを示している。

ホッブズの国家は、人々を抑圧するためではなく、自由や権利を保障するために構想されている。自由や権利は、国家という制度、組織が成立している場合にはじめて、現実的なものとなるのであり、自然状態における自由や自然権はその名に価せず、人間はそれを享受することはできないのである。そして、宗教は、ホッブズによれば、正に信仰の産物であって、「信仰は、意志に由来しない」のである。意志は権力を生み、権力は政治に関わる。従って、宗教は政治的領域以外の領域に属すべきものであり、道徳哲学ないしは政治についての学問の、直接の対象にはなりえないのである。

ところで、ホッブズによれば、政治的権力を余りにも強大にしたことに対して、教会関係の人々によって、良心の自由を全く取り去ったことに対して、分離派によって、君主を市民法の上に置いたことに対して、法律家によって、激しく異議が唱えられたという。この非難に対してホッブズは、次のように簡単に答えているだけである。「私は、彼らが幾分しっかりと手を組むということを除いては、これらの人々の非難に余り動かされなかった。彼らにとっては、非難するということが、彼ら自身の仕事なのだ。」³²⁾

ルーベンスの絵画「戦争の恐怖」は、1637年頃、トスカナ大公のために画いたと見られているが、この作品は、いわば「時代の不幸と悲しみ」とも言うべきものを、驚くべき迫力で描写している。ルーベンス自身、友人に宛てた手紙の中で、この絵の内容について次のように書き記している。

「主要な人物は、マルス（戦争）です。彼は軍神ヤサスの開かれた寺院（この寺院はローマの習慣により、平

和の時代には閉じられていました）を去り、楯と血ぬられた剣で身を固め、人々を深い不幸に陥れながら前進するのです。彼はその女主人である、ヴィーナスの言うことに耳を傾けません。愛の神々に伴われた彼女は、愛撫と抱擁によって彼を引き止めようとするのです。一方でマルスは、たいまつを振りかざす復讐の女神アレクトによって誘惑されます。彼女の側には戦争には不可欠な仲間達、ベストと飢餓を表わす怪物達がおり、下には一人の女が戦争とは相容れない調和を表わす壊れたリュートを持って倒れ伏しています。更に子供を腕に抱いた一人の母親の姿は、子供を生む力や親としての愛の目覚めといったものがすべてを破壊し荒廃させる戦争によって妨げられているということを考えさせます。少し離れて、手に道具を持ったままでおお向けになっている建築家が見えますが、これは平和な時代に町の必要事や装飾のために建てられたものが、軍隊によって破壊され、全滅してしまうことを表わすものです。私の記憶が確かならば、あなたはマルスの足元の地上に、一冊の本と紙の上に描かれた素描をごらんになることでしようが、この神があらゆる別の美の型態と同じように、様々な学問をもまた踏みにじってしまうという意味なのです。更に、矢袋があると思いますが、かつてはその矢をひとまとめにしていた鉤がほどけてしまっているのです（矢袋は一致の象徴です）。そしてまた、私は平和の象徴であるメルクリウスの杖とオリーブの枝をそばに置いておきました。後景には黒衣をまとい、ヴェールは千切れ、なんの飾りもつけない、悲しみに虚脱した婦人がいますが、これは、既に長い年月に亘って略奪と凌辱と惨禍に耐えている不幸なエウローペを表わしています。このことは、誰にでも明白にわかるように描かれていますので、これ以上彼女のことを描写する必要はありません。彼女の象徴は、小天使、或いは守護の天使が持っている上部にキリスト教世界を示す十字架のついた地球です。」³³⁾

ホッブズもまた、『リヴァイアサン』において、次のように述べている。「(戦争状態においては) 勤労のための余地はない。というのは、勤労の果実は不確かだからである。従って、土地の耕作、航海、海路輸入される物資の利用、心地よい建物、巨大な力を要する物を運搬し、移動させる道具、地表についての知識、時間の計算、技術、文字、社会は、いずれも存在しない。そして何よりも悪いことには、絶えざる恐怖と暴力による死の危険が存在し、人間の生活は孤独で、貧しく、不潔で、残酷で、しかも短いのである。」³⁴⁾

この鋭敏な崩壊感覚を備えた思索家の眼に映った風景とは、どのようなものであったのか、それを描き出すことが、長い道程の次の里程碑となる。

註

- 1) English Works of Thomas Hobbes Vol. II, p. vii.
以下、特に断わらない場合はすべて、この巻からの引用である。
- 2) p.ix.
- 3) pp. xix—xx.
- 4), 5) p. xx.
- 6) pp. xx—xxi.
- 7) p. iii.
- 8) p. xxi.
- 9) pp. xxi—xxii.
- 10) p. vii.
- 11) p. viii.
- 12), 13) p. vi.
- 14) p. vii.
- 15) pp. iii—iv.
- 16) p. 16n.
- 17) pp. x—xi.
- 18) pp. xi—xiii.
- 19) p. iv.
- 20, 21) p. xiv.
- 22) p. ii.
- 23) p. xv.
- 24) p. xvi.
- 25) pp. xvi—xvii.
- 26) p. xvii.
- 27) p. 6n.
- 28) p. 6.
- 29) プラトン全集 (岩波書店), 9巻 113—115ページ。
- 30) 同, 11巻, 109ページ。
- 31) p. xxii.
- 32) p. xxiii.
- 33) F. ボードワン, 「ルーベンス」, (岩波書店), 253—257ページ。
- 34) English Works of Thomas Hobbes Vol. III, p. 113.